

第3期 大阪府大規模施設等協力金 募集概要

＜まん延防止等重点措置期間＞ 令和3年7月12日～同年8月1日
 ＜緊急事態措置期間＞ 令和3年8月2日～同年8月31日

この募集概要は申請手続等のご案内です。国制度等により変更する場合があります。
 【本協力金の対象地域】7/12～8/1⇒府内33市、8/2～8/31⇒府内全域

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのまん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴う営業時間短縮（以下「時短」といいます。）の要請にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

対象事業者の皆様には、本案内をご確認の上、協力金の申請に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

●支給対象事業者（詳細は「支給対象・支給額算定の考え方」をご覧ください。）

上記の措置期間（令和3年7月12日から同年8月31日まで）において、

①時短の要請に応じていただいた、建築物の床面積1,000㎡を超える施設の運営事業者

※「運営事業者」とは、施設の運営により収益を得る事業者で、当該施設の時短を決定する権限を有する者をいいます。

※本協力金においては、「建築物の床面積1,000㎡を超える施設」を「大規模施設」といいます。

②時短要請に応じていただいた、建築物の床面積1,000㎡を超える施設内に賃貸契約に基づき出店し事業を営む店舗で、時短を行った店舗のテナント事業者等

＜本協力金は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業です＞

申請方法〈テナントを有しない施設〉

時短要請に大規模施設が応じた場合は、対象となる大規模施設運営事業者に対し、時短を行った店舗面積（以下「時短面積」といいます。）等に応じて協力金を支給します。

第1期協力金（措置期間：4/25～5/31）または第2期協力金（措置期間：6/1～7/11）に申請されていない事業者の申請に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 施設の業務実態（施設種別）が確認できる資料
- (2) 施設の「建築物の床面積」が確認できる資料
- (3) 施設が時短していたことが確認できる資料
- (4) 時短を行った面積が確認できる資料
- (5) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し
- (6) 振込口座（法人の場合は法人口座）を確認できる書類

過去に本協力金の支給を受けた事業者で、最新の申請内容から変更がない場合は、(3)のみ提出してください。

なお、

- ・大規模施設である映画館運営事業者及び映画配給会社
 - ・飲食業許可を受けていない小規模（1,000㎡以下）のカラオケ事業者
- の必要書類等については、別途、「大阪府大規模施設等協力金」ホームページでお知らせします。

《申請期間》

令和3年9月10日（金）から10月22日（金）まで

オンライン申請です

支給対象・支給額算定の考え方

大阪府の時短要請に応じて、「7月12日から8月1日まで」、「8月2日から8月31日まで」のそれぞれの全ての期間において、全面的にご協力いただいた事業者が対象となります。

①時短要請に応じた大規模施設の運営事業者

区分①：当該施設の自己利用部分の時短面積1,000㎡毎に、

20万円/日 ×

$$\frac{21\text{時}^{\ast}\text{と「本来の営業（終業）時間」との差}}{\text{本来の営業時間}}$$

以下、「α」とします

※7/12～8/1の時短要請の時間。8/2～8/31は20時(イベントは21時)。

(1,000㎡を1単位。単位未満切捨て。ただし1,000㎡未満の施設は一律(20×α)万円/日)

例) 本来の営業時間が10時～22時(12時間)の場合

$$\begin{aligned} (20 \times \alpha) \text{万円/日} &\Rightarrow [7/12 \sim 8/1] \quad 20 \text{万円/日} \times \frac{22-21}{12} = 1.7 \text{万円/日} \\ &\Rightarrow [8/2 \sim 8/31] \quad 20 \text{万円/日} \times \frac{22-20}{12} = 3.4 \text{万円/日} \end{aligned}$$

【テナントを有する施設で一定の要件に該当する場合】

区分②：(テナント事業者等把握管理分として) 該当店舗数 × (2 × α) 千円/日

※テナント事業者等協力金の支給対象店舗数と特定百貨店店舗数の合計が10以上の場合に限りま

区分③：特定百貨店店舗の店舗数 × (2 × α) 万円/日

※特定百貨店店舗(売上が百貨店等に計上後に分配され、百貨店等から一定の区画の分配を受け、運営者の名義等で出店し、一定の自律性をもって営業する店舗)を有する大規模施設に限ります

※区分③の協力金について、従前より「最終的には特定百貨店店舗に支払われることを想定している」との見解が国から示されていますが、令和3年7月27日、改めて国より「百貨店に対して、特定百貨店店舗に対し1店舗1日当たり(2×α)万円の協力金を支払うよう働きかけていただきたい」との依頼がありましたので、この趣旨にご留意ください。

* 大規模施設である映画館の運営事業者及び映画配給会社

$$\beta: \frac{\text{時短要請により上映できなくなった回数}}{\text{時短要請がなければ上映する予定であった回数}}$$

・映画館運営事業者

⇒ 区分①の1000㎡毎に (20 × α) 万円/日 + 常設スクリーン数 × (2 × β) 万円/日

・映画配給会社 ⇒ 常設スクリーン数 × (2 × β) 万円/日

②大規模施設内のテナント事業者等

契約に基づき、施設内の区画を賃借し、分譲を受けて、出店している等の要件を満たす店舗を運営する事業者(特定百貨店店舗は対象外)

○ 店舗等の時短面積100㎡毎に (2 × α) 万円/日

(100㎡を1単位。単位未満切捨て。ただし、100㎡未満の施設は一律(2×α)万円/日)

* 飲食業許可を受けていない小規模(1,000㎡以下)のカラオケ事業者
⇒ 2万円/日(8/2(月)～8/31(火)の休業に限る)

支給額の算定例（ショッピングセンター）

【時短期間】 まん延防止等重点措置期間：令和3年7月12日～8月1日(21日間) ※1

緊急事態措置期間：令和3年8月2日～8月31日(30日間) ※2

【本来の時間】 ①大規模施設運営事業者 10時～22時(12時間) ⇒ 21時閉店※1(時短1時間)
⇒ 20時閉店※2(時短2時間)

②テナント事業者ア (25店舗) 10時～22時(12時間) ⇒ 21時閉店※1(時短1時間)
⇒ 20時閉店※2(時短2時間)

③テナント事業者イ (1店舗) 10時～21時(11時間) ⇒ 21時閉店※1(対象外)
⇒ 20時閉店※2(時短1時間)

・テナント事業者ウ (飲食店4店舗) 10時～23時

⇒「第7期飲食店等に対する営業時間短縮協力金」の対象

【面積】 ①建築物の床面積 15,000㎡

②大規模施設/自己利用 5,000㎡ (①15,000㎡ - ③8,400㎡ - ④1,600㎡)

③テナント (30店舗) ア7,500㎡、イ100㎡、ウ800㎡ (計8,400㎡)

④事務室、倉庫、トイレ 1,600㎡ (②不算入部分)

建物全体 15,000㎡	大規模施設運営事業者/自己利用 (時短面積) = 5,000㎡				
	事務室 600㎡	ア 7,500㎡ (25店舗×300㎡)	倉庫 トイレ 1,000㎡	イ 100㎡ (1店舗)	ウ 800㎡ (4店舗)

◆支給額算定

①大規模施設運営事業者 709.8万円 (= 区分① + 区分②)

区分① $5(=5,000\text{㎡}/1,000\text{㎡}) \times 20\text{万円} \times (21\text{日} \times 1/12 + 30\text{日} \times 2/12) = 675\text{万円}$

区分② <7/12～8/1> : 25店舗(ア) × 2千円 × (21日 × 1/12) = 8.8万円

<8/2～8/31> : 26店舗(ア + イ) × 2千円 × (30日 × 2/12) = 26万円

②テナント事業者ア (1店舗あたり)

$3(=300\text{㎡}/100\text{㎡}) \times 2\text{万円} \times (21\text{日} \times 1/12 + 30\text{日} \times 2/12) = 40.5\text{万円}$

③テナント事業者イ (8/2～8/31の期間のみ対象)

$1(=100\text{㎡}) \times 2\text{万円} \times (30\text{日} \times 1/11) = 5.5\text{万円}$

【協力金の支給対象となる事業者】

施設	要請内容	支給対象
1,000㎡超の集客施設 ・映画館等、商業施設、遊技施設、遊興施設、サービス業	7/12～8/1：21時まで 8/2～8/31：20時まで（映画館は21時まで）	① 及び ②
・運動・遊技施設 ・博物館等	7/12～8/1：21時まで 8/2～8/31：20時まで（イベント21時まで）	
1,000㎡超のイベント関連施設 ・運動・遊技施設、劇場等、遊興施設、集会・展示施設	7/12～8/1：21時まで 8/2～8/31：21時まで（イベント以外20時まで）	③

注1) 第7期飲食店等に対する営業時間短縮協力金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」、「ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業」を受給した事業者を除きます。

注2) 国及び地方公共団体その他これに類する法人を除きます。

注3) 本協力金の対象地域 ⇒ (7/12～8/1) 府内33市、(8/2～8/31) 府内全域

申請方法〈テナントを有する施設〉

時短要請に大規模施設が応じ、それに伴い施設内の店舗（テナント）を時短された場合は、対象となる各事業者に対し、時短された店舗面積等に応じて協力金を支給します。

そのため、「大規模施設の運営事業者が管理運営する部分」と、「当該施設内の店舗を営むテナント事業者が運営する部分」とを、重複なく整理することが必要になります。

①大規模施設運営事業者とテナント事業者による必要書類の準備

②大規模施設の運営事業者からの申請

【申請時の必要書類】

* テナントを有しない施設の必要書類(1)～(6)

※過去に本協力金の支給を受けた方は一部省略可

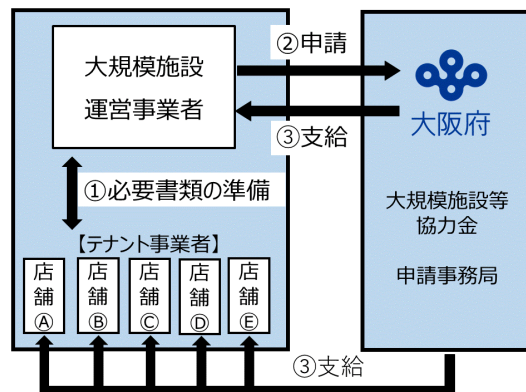
* 契約に基づき施設内に店出している店舗の基本情報、面積、時短の実績などの一覧

「テナントリスト(※)」

< 個人情報などセンシティブ情報を取扱うにあたっては、テナント事業者の同意を得てください。 >

③事務局において、要件等を審査の上、大規模施設運営事業者、テナント事業者のそれぞれに対し、協力金を支給

申請の流れ（イメージ）



※「テナントリスト」入力情報

< 入力フォーマットは府ホームページで提供します >

店舗（屋号）名／契約面積／業種／本来の営業時間／要請期間中の時短の状況／法人名／代表者名／店舗電話番号／振込先口座情報

< 特定百貨店店舗の場合 >

当該店舗名（ブランド名）／店舗所在フロア（階）

本協力金の支給実績がある場合、大規模施設運営事業者からテナントリストを提出いただくことで、テナント事業者からの個別の申請は不要となります。

■上記によらない場合

・無観客開催要請対象施設内のテナント事業者等が申請される場合は、「大阪府大規模施設等協力金」ホームページをご参照ください。

お問い合わせ等

○ まずは、「大阪府大規模施設等協力金」ホームページの『よくあるお問い合わせ（FAQ）』をご確認ください。

○ コールセンターでもお受けしています。

大阪府大規模施設等協力金コールセンター

【電話番号】 06-7178-1396

（電話番号をよくお確かめの上、くれぐれもお間違えのないようお願い申し上げます。）

【開設時間】 午前 9 時から午後 6 時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

QRコードからホームページにアクセスしてください。

